

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を確保しつつ、健全に発展していくために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。
さらに、この目的を実現するためにも、株主をはじめとする利害関係者への経営情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)に対応した体制を整備し、以って株主や投資家が適正に意思決定を行える環境を構築することにより透明性の高い経営を行っていく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
永嶋 秀和	3,035,600	23.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505277	1,185,000	9.03
永嶋 康雄	881,300	6.71
BANK JULIUS BAER AND CO.LTD.	687,800	5.24
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309	523,400	3.99
株式会社クリード・アジア・インベストメント	430,000	3.28
BNY FOR ING ASTA PTE BANK(TOKYO RESIDENT)	237,600	1.81
奥田 晃久	224,600	1.71
宮本 晋一	224,600	1.71
志野 文哉	222,900	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、平成22年7月1日を期日として、株式会社グローバル住販単独による株式移転により設立されました。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宗吉 敏彦	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宗吉 敏彦		株式会社クリード・アジア・インベストメントの代表取締役であります。	企業経営に関する豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただくため、また、取締役会の透明性を保つことを目的として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は四半期に1回以上面談し、監査法人から監査の報告を受け、意見交換を行うことで連携を図るとともに、第2四半期及び期末決算における監査報告会議にも必ず出席し、監査役としての意見を述べてまいります。
監査役と内部監査室とは毎月定例の連絡会を開催し、また、監査業務の効率化を図るため共同で監査を行うことで、連携を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三枝 龍次郎	他の会社の出身者										△			
後藤 勇	他の会社の出身者													
岡崎 鶴男	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三枝 龍次郎	○	——	金融業界における経験を活かし、財務経理面における監査の強化を図るため選任いたしました。また、一般株主との利益相反のおそれがなく、独立役員に選任しております。
後藤 勇		——	不動産業界における経験を、当社の監査に活かすことを目的として選任いたしました。
岡崎 鶴男		——	警視庁勤務における知識・経験等を活かすことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が図れると判断し選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外監査役である三枝龍次郎を独立役員として選任しております。金融業界における経験を活かし、様々な財務・会計に関する知識を有しており、当社におきましても客観的な立場で監査・監督を行っております。また、同氏と一般株主様との間に利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値増大への貢献意識の向上を目的としてストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値増大への貢献意識の向上を目的としてストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役に対する報酬については、社内取締役・監査役及び社外取締役・監査役の別に各々の総額を開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額については、平成23年9月13日開催の第1期定時株主総会において年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額については、平成23年9月13日開催の第1期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
具体的報酬額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、代表取締役社長に一任する旨を取締役会決議しており、代表取締役社長は各取締役の職責を勘案の上その額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の取締役会にかかる事項につきましては、管理部がサポートし、その他の事項につきましては経営企画室がサポートしてまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監査及び監視を行ってまいります。

(1) 取締役会

取締役会は取締役5名(社外取締役1名を含む)で構成されております。定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行ってまいります。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(全員が社外監査役)によって構成されております。監査役会を毎月開催し、常勤監査役が監査計画に即して行った監査役監査について議論を行い、具体的問題について十分に分析・検討した上で、経営改善に繋げてまいります。また、常勤監査役は取締役会及びグループ経営会議やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査し検証してまいります。

(3) コンプライアンス委員会

当社グループでは、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとしております。その統制方針、体制、行動規範を定めたコンプライアンス管理規程を定め、それに基づき当社の代表取締役社長を委員長として各部署より選任された委員によって構成されるコンプライアンス委員会を随時開催し、様々なコンプライアンス上の課題の検討並びに全役員を対象とした研修を行ってまいります。

(4) 内部監査

当社は、内部牽制及び経営効率の向上を目的として、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、年間の内部監査計画に基づく内部監査を行ってまいります。内部監査室は、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、実施・助言を行い、改善指摘事項については、フォローアップ監査で改善確認を行ってまいります。

(5) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を遂行する公認会計士は齊藤文男及び宮下卓士氏となっており、その補助者は公認会計士9名、その他4名であり、いずれも有限責任 監査法人に所属しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役3名全員を社外監査役としています。

また、社外監査役のうち1名を独立役員として選任しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算は6月であり、株主総会が集中しない時期となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を開催し、当社の代表取締役社長である永嶋秀和が、決算内容のほか、今後の見通しや当社の戦略について説明を行ってまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	モデルルーム周辺エリアにおける清掃作業や、インドネシアの森での植林による環境保護活動などの社会貢献活動を行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当社は会社法及び会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下の通り定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図っております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は「取締役会規程」に取締役会決議・報告事項等を定め、当該決議・報告事項等の定めにより会社の業務執行を決定する。

(2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。

(3) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

(4) 代表取締役を「コンプライアンス管理規程」の実施統括責任者とし、「コンプライアンス委員会」が実施の推進及び管理を行う。

(5) 「公益通報者保護規程」に基づき、監査役を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。

(6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、「取締役会規程」「文書管理規程」に則り、保存及び管理する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。

(2) 全社的な企業目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けて当社及び子会社が実施すべき具体的な目標を定める。各業務の執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」その他の規程に定める権限と責任および実施手続きにより効率的な業務執行体制とする。

(3) 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」に基づき運用し、コンプライアンス体制を強化する。

(2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

(3) 監査役を窓口とした社内通報制度を「公益通報者保護規程」に基づき運用し、内部監視体制を強化する。

(4) 監査役は、当社及び子会社の法令順守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を当社内に置くものとする。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

(2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動は、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。

(2) 監査役は、取締役会のほかグループ経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは、適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

(3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

(4) 社内通報窓口を利用して、当社及び子会社の全従業員が直接監査役に内部通報ができる体制とする。

(5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役が、代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

(2) 代表取締役は、監査役と定期的に会議を開催し、監査役が意見または情報の交換ができる体制とする。

(3) 内部監査部門は、監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。

(4) 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社及び子会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法等の関係法令に基づく適切な内部統制を整備及び運用する体制を構築し、その体制を継続的に評価し、必要な措置を行うものとする。

(2) 内部統制報告制度に対応するため、当社及び子会社のIT統制のための基本規程として情報システム管理規程等を制定し、当社システム担当部門について他業務部門からの独立性を確保する。

10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。

(2) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

11. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社を管理する当社担当役員が、当社に準じて子会社を管理する。

(2) 当社の役職員が子会社の取締役就任により、当社が、子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

(3) 子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

(4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務内容の報告を受け、子会社の重要な決定については事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

(5) 当社と子会社との取引、子会社間の取引については、客観性を確保するものとする。

(6) 当社及び子会社の監査役は、子会社の法令及び定款等への適合性を確認する。

(7) 子会社において、法令及び定款等に違反またはその懸念がある事象が発生した場合、速やかに当社及び子会社の社長等に報告する体制を確保する。

(8) 監査役を窓口とした社内通報制度は、当社のみならず子会社にも適用し、周知徹底をはかるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保する。

(9) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、その結果を当社及び子会社の社長等に報告し、各部門と協力の上、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。

(10) 子会社が当社に準じて実施する内部統制上のリスク及び損失の危険の管理は、当社もその評価に関与する。

(11) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な限り本方針に準じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた体制の整備等>

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署：管理部総務人事課

不当要求防止責任者：管理部長

(2) 外部の専門機関との連携

特殊暴力防止対策連合会に加入するなど、平素より外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を受けてまいります。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、外部の専門機関の定例会及び研修会に出席し、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用する。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応に関する要領を定め、社内各部に配布する。

(5) 研修活動の実施状況

外部講師を招いての研修会を実施し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

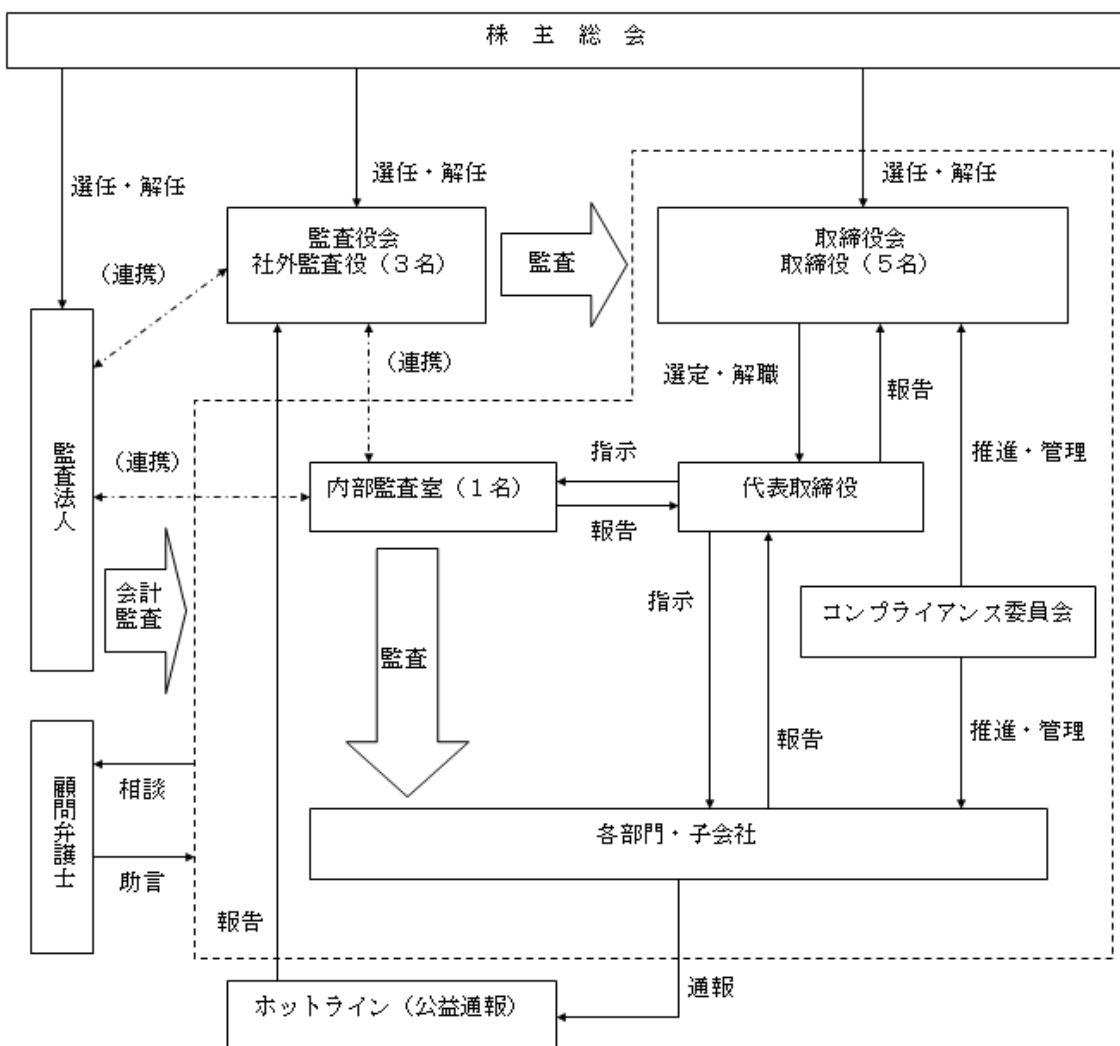
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当する事項はございません。

(当社のコーポレート・ガバナンス体制)



【適時開示フロー(模式図)】

